

# 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の 公務災害補償に関する協定書

渋川地区市町村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員、参与及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の公務災害補償の取扱いについて、下記のとおり協定を締結する。

## （制度の適用）

第1条 協議会委員等が協議会活動中又は協議会会議等への出席のため移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、渋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年渋川市条例第31号）の例によりこれを行うものとする。

## （経費の負担）

第2条 前条の規定により協議会委員等に対して公務災害補償を適用した場合における経費は、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村（以下「6市町村」という。）が均等に負担するものとする。

2 前項における経費の一部に充てるため、協議会において傷害保険に加入するものとする。

## （適用除外）

第3条 6市町村及び群馬県の常勤職員については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受けることから、前2条の規定は適用しないものとする。

この協定の締結を証するため、本書を6通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年10月5日

澁川市長 木暮 治 一

伊香保町長 関口 俊 二

小野上村長 小野 利 治

子持村長 阿久津 貞 司

赤城村長 永井 良 一

北橘村長 木村 榮 一